

指定管理者募集要項  
(大子町防災対応型観光交流施設)

令和8年4月

大子町観光商工課

## 大子町防災対応型観光交流施設指定管理者申請要項

大子町では、大子町防災対応型観光交流施設（以下「施設」という。）の管理について効果的・効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び「大子町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成15年条例第24号）」第2条の規定により、下記のとおり指定管理者の募集を行います。

### 1 管理運営の基本方針

指定管理者の創意工夫による質の高いサービス提供を期待します。

なお、次の各方針を遵守してください。

#### (1) 目的

産業及び観光の振興と道路利用者に地域情報等と憩いの場を提供するため、管理運営を行うものとします。

#### (2) 運営管理の基本方針

施設を有効に活用しながら、観光客及び地域住民の多様なニーズに応えた平等なサービスの提供・施設の利用促進を図る。

#### (3) 維持管理の基本方針

施設のもつ機能を常に正常に保持し、利用者の快適かつ安全な利用を図るとともに、適正な維持管理を行うものとします。

### 2 施設の概要

(1) 名称 大子町防災対応型観光交流施設

(2) 所在地 大子町大字大子866番地3

(3) 設置目的

この施設は、地域間交流の促進及び観光の振興により賑わいを創出するとともに災害に強いまちづくり推進を目的として設置されました。

(4) 設置予定 令和8年8月

(5) 設置根拠 大子町防災対応型観光交流施設の設置及び管理に関する条例（令和8年条例第1号）（以下「条例」という。）

(6) 指定管理区域の概要

①敷地面積 7,758.02㎡

②施設  
建物

○観光交流施設：鉄骨造、2階建て、延床面積2,799.24㎡

○イベント広場：鉄骨造、延床面積1,882.26㎡

○管理・控室棟：木造、延床面積183.83㎡

- トイレ棟：木造、延床面積43.26㎡
- 附帯設備等
- 足湯：12.85㎡
- プロパンガスボンベ庫：4.00㎡
- ごみ置場：6.04㎡
- 受水槽ポンプ室：6.00㎡
- 遊具広場・スケボー広場：1,036.45㎡
- その他条例に定める設備等のほか浄化槽等の施設と一体的に管理する設備を含む
- 備品 事務用機械器具類及び電気機械器具類、その他備品一式

### 3 指定管理者が行う業務

指定管理者は、管理運営の基本方針を踏まえ、条例第6条に定める以下の業務（以下「指定管理業務」という。）を行います。なお、④には利用者への観光案内も含まれます。

- ① 施設、附帯設備及び備品の利用の許可に関する業務
- ② 施設等の維持管理に関する業務
- ③ 条例第13条に定める使用料（クライミングピナクルを除く）の徴収に関する業務
- ④ その他、施設等の運営に関し町長が必要と認める業務

### 4 管理の基準

条例第5条・第7条から第13条に定める管理の基準に基づき、運営することとします。

#### (1) 関係法令等の遵守

地方自治法等関係法令及び条例等の規定を遵守し、適正な管理を行う必要があります。

#### (2) 平等かつ適切なサービスの提供

利用者に対して平等かつ適切なサービスの提供を行う必要があります。

#### (3) 適切な施設の維持管理

広く利用者への利便を図る上から、施設の安全性を重視するとともに維持管理については適切に行う必要があります。

#### (4) 個人情報の適正な取扱い

指定管理者は、指定管理業務を通じて取得した個人情報について、その取扱いに十分留意し、保護を図るために、別途締結する協定において必要な措置を講じることとします。

なお、正当な理由のない個人情報の漏洩等については、大子町個人情報の保護

に関する条例に基づく罰則が適用される場合があります。

(5) 事業計画書及び収支計画書の提出

毎年度10月末までに、次年度の事業計画書及び収支計画書について、町と調整のうえ作成し、提出してください。

(6) 事業実績報告書

毎年度終了後50日以内に、指定管理者業務全般に係る事業実績報告書を提出してください。

(7) 業務の一括再委託等の禁止

指定管理者は、管理に係る業務を一括して第三者へ委託し、または請け負わせることはできません。なお、業務の一部を委託する際には原則として事前に委託先、委託内容について町の承認を得る必要があります。

(8) 守秘事務

指定管理者は、業務上知り得た内容等を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできません。指定期間が終了した後も同様とします。

(9) 情報公開

指定管理者は、指定管理業務を通じて作成、取得した情報について、開示や提供の申出があった場合には、これに応えるために情報公開規定の整備や施策の充実等に努めることとします。

(10) 環境への配慮

指定管理者は、環境関連法令を遵守して指定管理者業務を実施する必要があります。特に省エネルギー推進等へ積極的に取り組みを行ってください。

(11) その他

管理の基準に関する細目は、別途町と指定管理者の間で締結する協定で定めることとします。

## 5 指定管理者と町における責任分担（基本的な事項は別表のとおり）

指定管理者と町の責任分担の詳細については、別途協定で定めませんが、町の基本方針は、前記「1 管理運営の基本方針」のとおりとします。

ただし、条例に疑義等がある場合、又は定めのない事項については、指定管理者が町と協議して決めることとします。（別途管理運営協定書の締結必要）

## 6 指定管理者の指定期間

指定期間は、令和8年8月1日から令和11年3月31日までを予定しています。この期間は、議会議決後、正式な指定期間となります。

なお、議会の議決をもって指定管理予定者として施設の管理・運営に係る各種協議に参加していただくこととなります。

## 7 利用料金収入

利用者が施設の利用のため納付した利用料金は指定管理者による自主事業を除き収受させないこととし、全額町へ納付していただきます。なお、指定管理者が自主事業を実施する場合にはあらかじめ町長の承認を得てから実施するものとします。

## 8 指定管理業務に係る経費等について

### (1) 経費

指定管理業務に要する経費については、各年度ごとに指定管理者から提出された収支計画額を踏まえ、町と指定管理者との間で協議し、毎年度の年度協定において定めます。

### (2) 経費の支払い

町は、指定管理業務に要する経費を「管理委託料」として各年度に予算計上し予算の範囲内で支払うこととします。

### (3) 管理委託料の精算

利用料金等を収受させない管理方式であり、指定管理業務を町が示した水準どおりに確実に実施する中で、当該年度の管理費相当額を支払うこととし、原則として清算による返還を求めません。ただし、指定の解除及び施設の目的使用ができない等の場合は町との協議となります。指定管理者の運営に起因し不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。

## 9 申請の手続

### (1) 応募資格

施設管理業務が可能で、かつ、施設の有効活用が図られ、知識・経験が豊富な町内に所在する法人、その他の団体

### (2) 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を提出期間内に町に提出すること。

#### ※ 注意事項

- ・ 町が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めます。
- ・ 提出後、書類の内容を変更することはできない。
- ・ 町に提出した書類は返却しない。

#### ア 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書(別紙様式第1号)
- ② 事業計画書
- ③ 収支計画書

- ④ 申請者に関する書類
- (ア) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれに準ずる書類
  - (イ) 法人等の予算関係書類
  - (ウ) 法人等の決算関係書類(直近2か年の貸借対照表、損益計算書)
  - (エ) 法人等の現在の組織及び職員体制に関する書類
- イ 提出方法及び提出場所
- 申請書等の提出は、直接持参すること。
- [提出先]
- 大子町役場 (2階) 観光商工課  
〒319-3521 茨城県久慈郡大子町大字北田気662  
電話0295-72-1138(直通)
- ウ 提出期限 令和8年5月8日(金)午後5時まで

(別紙責任分担表)

指定管理者と町における責任分担

項 目		指定管理者	大子町
● 公の施設管理運営 (施設の利用調整、使用の指導、案内、警備、苦情処理、安全衛生管理、利用促進等)		○	
● 公の施設維持管理 (清掃、施設の保守点検、光熱水費等の支出、物品・消耗品管理等)		○	
● 施設の利用許可・販売許可(受付・許可・利用料金・販売金等徴収業務)		○	
● 個人情報の保護・管理		○	
● 災害時対応 (連絡体制の確保、被害調査、報告及び応急処置)		○	○ (災害状況による指示等)
● 災害復旧(本格復旧)		○ (責めに帰すべき事由であるとき)	○
● 町有施設の火災保険の加入			○
● 利用者に係る保険の加入		○	
● 施設の修繕・改築等の実施			
(1) 施設設備	見積額(50)万円未満の修繕・改築	○	
	上記以外及び修繕費用の累計額が当該年度の収支計画の予算の範囲を超え、経営の安定を著しく損なうおそれがある場合	指定管理者と町において協議し決定する。	
(2) 備 品	見積額(20)万円未満の修繕・更新	○	
	上記以外及び修繕費用の累計額が当該年度の収支計画の予算の範囲を超え、経営の安定を著しく損なうおそれがある場合	指定管理者と町において協議し決定する。	

\* 指定管理者の責めに帰すべき事由(故意・過失・怠慢等)により生じたものについては、指定管理者の責任(負担)となります。